

掲示事項 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

運営規程の概要

フリガナ	カイゴホケンサービスハウモンカイゴジギョウシヨ	サービスの種類	訪問介護・ 介護予防訪問介護相当サービス	
事業所名	介護保険サービス訪問介護事業所	事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
所在地	〒000-0000	フリガナ	フクシ タロウ	
	新潟市中央区学校町〇〇番地△△	管理者	福祉 太郎	
連絡先	電話番号 025-000-0003	FAX番号	025-000-0002	
営業日	日 月 火 水 木 金 土 祝	その他年間 の休日	年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)	
	休 〇 〇 〇 〇 〇 休 休			
営業時間	平日	備考	時間外・休日のサービス提供 は、利用者の希望に応じて365 日24時間対応する。	
	土曜日			—
	日曜・祝日			—
訪問介護の利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
介護予防訪問介護相当サービスの利用料	法定代理受領分	新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めた基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めた基準額(別掲)		
その他の費用	通常の事業の実施地域外への交通費:自動車等は1kmあたり20円			
通常の事業の実施地域	新潟市西区、新潟市中央区、新潟市東区			
	備考	新潟市東区(石山・東石山圏域のみ)		

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
介護福祉士	1	
実務者研修修了者	1	
介護職員初任者研修修了者	1	1

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です(一定以上の所得のある方は負担割合が2割又は3割になります)。

《訪問介護》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
身体介護中心型 (身体介護と生活援助が混在する場合であって身体介護中心である場合を含む)	20分未満	1,705 円	171 円	1,705 円
	20分以上30分未満	2,552 円	256 円	2,552 円
	30分以上1時間未満	4,043 円	405 円	4,043 円
	1時間以上1時間30分未満	5,911 円	592 円	5,911 円
	1時間30分以上	30分増すごとに857円を加算 (利用者負担金は86円)		
(引き続き「生活援助中心型」を算定する場合)	所要時間が25分増すごとに684円を加算 (利用者負担金は69円) ※身体介護中心型の指定訪問介護の所要時間が20分以上の場合に限る。			
生活援助中心型 (身体介護と生活援助が混在する場合であって生活援助が中心である場合を含む)	20分以上45分未満	1,868 円	187 円	1,868 円
	45分以上	2,297 円	230 円	2,297 円
通院等のための乗車又は降車の介助		1,010 円	101 円	1,010 円

・加算

加 算	利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
緊急時訪問介護加算	1,021 円	103 円	1,021 円
同時に2人の訪問介護員等によるサービス提供	上記基本利用料の2倍の額になります。 (通院等のための乗車又は降車の介助は除きます)		
夜間・早朝、深夜加算	夜間、早朝の場合上記基本料金に25% 深夜の場合50%加算されます		
特定事業所加算Ⅰ	上記基本利用料に20%加算されます		
特定事業所加算Ⅱ	上記基本利用料に10%加算されます		
特定事業所加算Ⅲ	上記基本利用料に10%加算されます		
特定事業所加算Ⅳ	上記基本利用料に5%加算されます		

《介護予防訪問介護相当サービス》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度の利用が必要な場合 月4回以上	12,006 円	1,201 円	12,006 円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度の利用が必要な場合 月8回以上	23,983 円	2,399 円	23,983 円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える利用が必要な場合 月12回以上	38,052 円	3,806 円	38,052 円
訪問型独自サービスⅣ	週1回程度の利用が必要な場合 月1～3回	2,736 円	274 円	2,736 円
訪問型独自サービスⅤ	週2回程度の利用が必要な場合 月1～7回	2,777 円	278 円	2,777 円
訪問型独自サービスⅥ	週2回を超える利用が必要な場合 月1～11回	2,930 円	293 円	2,930 円

《訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス共通》

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初回加算	2,042 円	205 円	2,042 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,021 円	103 円	1,021 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,042 円	205 円	2,042 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(※)	上記基本利用料に5%加算されます		
介護職員処遇改善加算Ⅰ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に13.7%加算されます		
介護職員処遇改善加算Ⅱ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に10.0%加算されます		
介護職員処遇改善加算Ⅲ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に5.5%加算されます		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に6.3%加算されます		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に4.2%加算されます		
介護職員等ベースアップ等支援加算(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に2.4%加算されます		
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の10%が減算されます		
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の15%が減算されます		

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日			
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
2	無し						